

千葉港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

平成31年3月

千葉港港湾管理者

千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成30年10月千葉県地方港湾審議会
- ・平成30年11月交通政策審議会第72回港湾分科会

の議を経た千葉港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画	2

変更理由

千葉北部地区において、海辺の賑わい空間を創出するため、土地利用計画を変更する。

土地造成及び土地利用計画

千葉北部地区において、海辺の賑わい空間を創出するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位:ha

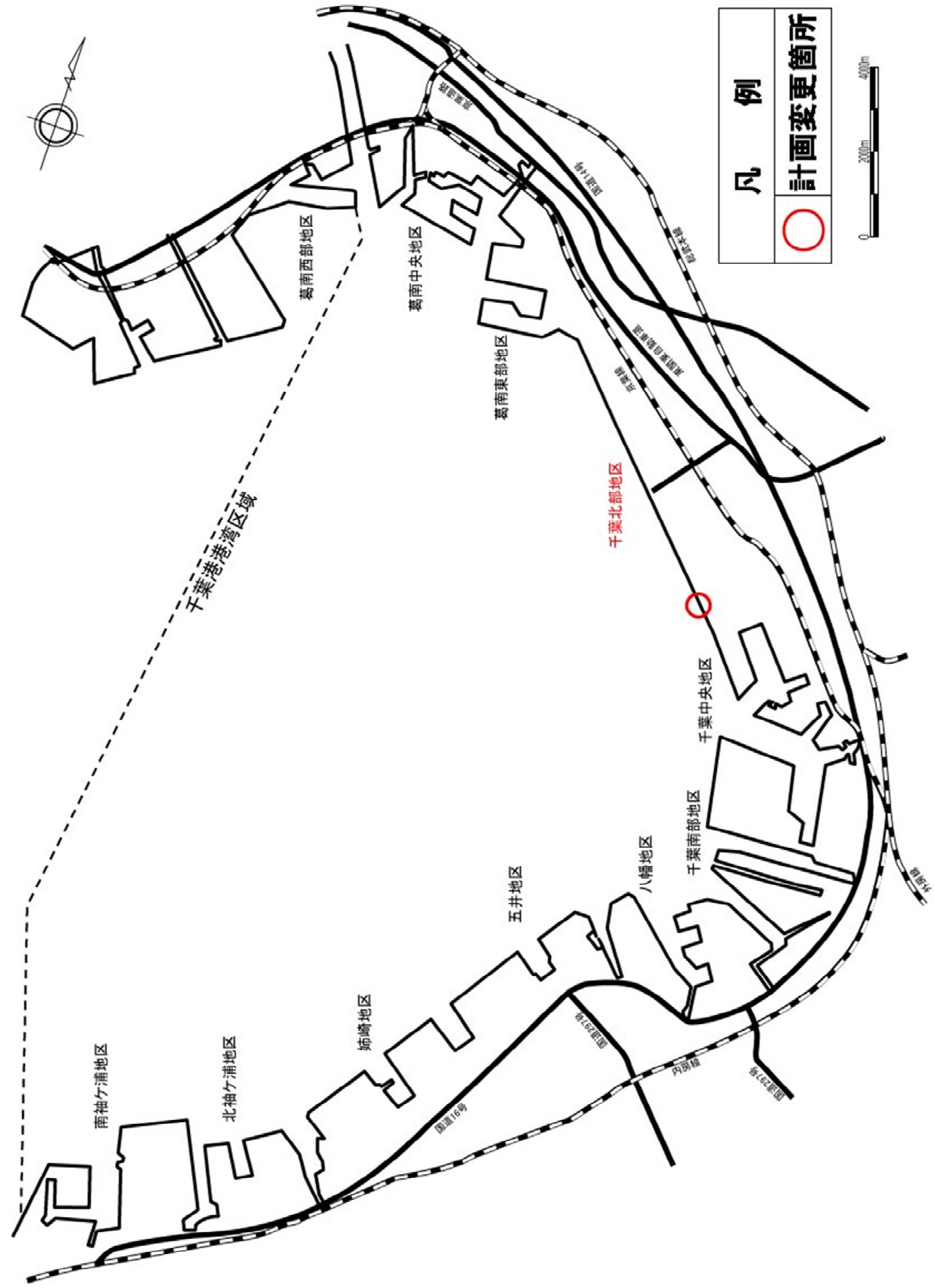
用途 地区名	埠頭 用地	交流 厚生 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
千葉北部	(1) 1	(8) 8	5	(1) 1	159	(10) 174

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

千葉港港湾計画位置図



千葉港港湾計画図（千葉北部地区）



